

マンション電力一括契約サービス利用規約(集合住宅向け)

この規約（以下、「本規約」という）は、マンション等の建物のうち当社の電力一括契約を導入した物件（以下、「本物件」という）における電気の使用に関し適用します。

本規約は、お客さまが購入又は賃貸された物件の所有者又は管理組合等（以下、「本物件代表者」という）の委任を受けて発行するもので、本物件が属する地域を主たる供給区域とする電力会社が発行する「電気供給約款」に準じた内容を含むものとし、当社が提供する本サービスをお客さまが利用される際の一切に適用します。

第1章 一般条項

第1条(定義、目的)

(1) 定義

本規約における用語の定義は、別途定めるものを除き、以下のとおりとします。

- (イ) 本サービス 当社が、本物件代表者の委託を受けて、本物件に高圧受変電設備を導入し、本物件代表者が本物件に電力を供給する電力会社との間で締結した電力需給契約に基づき、お客さまに対し分電するサービス
- (ロ) 本物件 お客さまが入居されている集合住宅その他の不動産
- (ハ) 本物件代表者 本物件の所有者又は管理組合等の代表者で、地域電力会社との間で電力需給契約を締結するとともに、当社との間で本サービスの業務委託契約を締結する者
- (ニ) お客さま 当社が提供する本サービスを利用される方
- (ホ) 当社 中央電力株式会社
- (ヘ) 本件委託契約 本物件代表者と当社とが、本サービスを履行するために締結する「電力管理業務委託契約」をいいます
- (ト) 地域電力会社 本物件が属する地域を主たる供給区域とし、本物件に電力を供給する電力会社
- (フ) 料金 お客さまが当社に対し支払う電気料金で、本サービスの維持管理費用等本サービス利用の対価を含む料金

(2) 目的

本規約は、本物件に関する本件委託契約に基づき、本物件代表者に代わって当社がお客さまに対し、本サービスを提供することを目的とします。

- (3) 本サービスは、本物件の全電力需要に対して提供させていただくものであり、一建物一引込みという電気事業の原則に照らし、一部の入居者の方が本サービスによることなく地域電力会社その他の電力会社から電気の供給を受けることは制度上できません。

第2条(単位及び端数処理)

本規定において、料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は、以下のとおりとします。

- (1) 負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット又は1ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算する際には、消費税が課される金額及び消費税等額相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第3条(本規約の範囲及び変更)

- (1) お客さまは本サービスの利用にあたり、本規約を遵守するものとします。
- (2) 当社が別途規定する個別規定及び当社が随時お客さまに対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定又は追加規定との内容が異なる場合には、最新の個別規定又は追加規定の内容が優先して適用されるものとします。
- (3) 当社は本規約を変更することがあり、この場合の本サービスの利用条件は、変更後の規約によります。
- (4) 変更後の規約は、当社ホームページなどの手段を用いて周知するものとします。規約の変更は当社が別途定める場合を除き、当社が当社ホームページに開示した時点で効力を生じるものとします。(<http://denryoku.co.jp/mansion/stipulation.pdf>)
- (5) また、お客さまは当社の本社または支店にて本規約の閲覧をすることができます。

第4条(本サービスの利用)

- (1) お客さまは、当社が別途指定する所定の手続に従い、申し込みをしていただきます。ただし、簡易な内容のものについては口頭、電話等にて申し込みを受け付ける場合があります。
- (2) お客さまは、本サービスの利用により、地域電力会社が本物件に供給する電力を使用することができます。

第5条(当社の責任)

当社は、当社が本物件に設置する電気工作物(変圧器、積算電力量計等の電気設備)につい

て保安の責任を負うとともに、本物件代表者の代行としてお客さまへ分電する責任を負います。

(1) 安全確保

お客さまの安全確保のために、保安規定に基づき、電気工作物の停電を伴う点検を行います。点検日については事前にお知らせします。

(2) 保安に対するお客さまの協力

次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、直ちに必要な処置をします。

(イ) お客さまが当社の電気工作物に直接影響を及ぼすような設備(発電装置を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、設備の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が当社の電気工作物に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

第2章 料金の算定及び支払い

第6条(料金の支払義務)

- (1) お客さまは、当社に対し、当社が本件委託契約に規定する料金の支払義務を負うものとします。
- (2) 料金の規定は、お客さまが本サービスの利用を開始された日から適用いたします。

第7条(検針日)

検針日は、次により、実際に検針を行った日又は検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、原則として、当社が定めた日(休日等を考慮して定めます)(以下、「検針の基準となる日」といいます)に、各月ごとに行います。ただし、非常変災の場合等その他必要があるときは、検針の基準となる日以外の日を検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。
 - (イ) 利用開始の日からその直後の検針日までの期間が短い場合
 - (ロ) その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき

第8条(料金の算定期間)

料金の算定期間は、前月の検針日翌日から当月の検針日までの期間(以下、「検針期間」と

いいます)といたします。ただし、本サービスのご利用を開始し、又は本サービスのご利用を終了した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日までの期間又は直前の検針日翌日から終了日までの期間といたします。

第9条(使用電力量の計量)

(1) 使用電力量の計量は、積算電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、以下の(イ)及び、(4)又は(5)の場合を除き、検針日における積算電力量計の読み(本サービスのご利用を終了した場合は、原則として終了日における積算電力量計の読みといたします)と前回の検針日における積算電力量計の読み(本サービスのご利用を開始した場合は、原則として開始日における積算電力量計の読みといたします)の差引きにより算定(乗率を有する積算電力量計の場合は、乗率倍するものといたします)いたします。

(イ) 第7条(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします)によって精算いたします。ただし、第10条(1)(イ)に該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量又は契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 積算電力量計の読みは、次によります。

(イ) 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

(ロ) 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

(ハ) 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、契約電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 積算電力量計を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(5)の場合を除き、取付け及び取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

(5) 積算電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

第10条(料金の算定)

(1) 料金は次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(イ) 本サービスのご利用を開始し、再開し、休止し、停止し、又は終了した場合

(2) 料金は、当社が本件委託契約に規定する単価を適用して算出いたします。

第11条(日割計算)

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

1月の最低料金および基本料金×日割計算対象日数 / 当社で定めた1月の検針期間の基準日数

- (1) 当社は、第10条(料金の算定)(1)(イ)の場合は、次により支払料金を算定いたします。
 - (イ) 最低料金及び基本料金は、日割計算をいたします。ただし、停止の場合を除きます。
- (2) 第10条(料金の算定)(1)(イ)の場合により日割計算するときは、日割計算対象日数には開始日、再開日、休止日、停止日、終了日を含みます。
- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。また、ご協力願う場合があります。

第12条(料金の支払義務及び支払期限)

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
 - (イ) 検針日といたします。ただし、第9条(使用電力量の計量)(1)(イ)により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、第9条(使用電力量の計量)(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
 - (ロ) 第13条(料金その他の支払方法)(6)の場合は、当該支払期に属する最終月の(イ)による日といたします。
 - (ハ) 本サービスのご利用を終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて本サービスのご利用終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。
- (2) お客様は、(3)に定める支払期間内に料金を支払っていただきます。
- (3) 支払期間は、支払義務発生日から、「電気料金等請求書(電気料金のお知らせ)」に記載された日(以下、「支払期限日」といいます)といたします。

支払期限日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下、「休日」といいます)に該当する場合で、現金自動預払機、その他の支払い手続きが不可能なときは、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

なお、コンビニエンスストアでの支払いの場合は、この限りではありません。

第13条(料金その他の支払方法)

- (1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて次のように支払っていただきます。
 - (イ) お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社にお申込みいただきます。
 - (ロ) お客様が当社が指定した金融機関等(コンビニエンスストアを含む)を通じて料金

を払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

(ハ) お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社にお申込みいただきます。

(2) お客さまが料金を(1)(イ)、(ロ)又は(ハ)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(イ) (1)(イ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

(ロ) (1)(ロ)により支払われる場合は、料金が当社指定の金融機関等に払い込まれたとき。

(ハ) (1)(ハ)により支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社指定の金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下、「債権回収会社」といいます)が指定した金融機関等を通じて、料金を支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに当社の指定する方法で当社に支払っていただくことがあります。

(6) 料金を(1)(イ)又は(ハ)により支払われる場合には、口座振替・カード割引として、1契約につき毎月52円50銭(消費税込み)を差し引いて算定いたします。口座振替・カード割引を利用され、かつ毎月の「電気料金等請求書(電気料金のお知らせ)」を郵送によることなく、インターネットにより自身で閲覧する方式を選択された場合は、Web請求割引との組合せとして毎月105円(消費税込み)を差し引いて算定いたします。

第14条(再請求手数料)

お客さまが料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合、「電気料金のお知らせ(再請求)」を発行し、再請求手数料315円(消費税込み)を申し受けます。ただし、第13条(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われる場合で、当社の都合により料金が支払期限日を経過して引き落とされたときは、この限りではありません。

第3章 ご使用について

第15条(適正契約の保持)

当社は、お客さまによる契約電力を超えた電気の使用、その他お客さまの電気の使用状態が不適当と認められる場合には、すみやかに使用状態を適正なものに変更していただく

か、契約を適正な容量等に変更していただきます。

第 16 条 (指示の遵守)

- (1) 当社は、本物件代表者が地域電力会社との間で取交した契約を当社が代行するために必要な事項の遵守を、本物件代表者に代わってお客さまに求めることができます。
- (2) 当社は、当該遵守事項については、通知、公示、ウェブサイトでの掲示その他適宜の方法により、お客さまにお知らせいたします。

第 17 条 (需要場所への立入りによる業務の実施)

当社は、本サービスの提供に必要な次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由が無い限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、当社所定の証明書を提示いたします。

- (イ) 本件委託契約に基づく本設備（以下、「当社の電気工作物」という）の設置、維持、管理又は改修のための業務
- (ロ) 電気工作物の保安の維持に関する業務
- (ハ) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (ニ) 計量器の検針又は計量値の確認
- (ホ) 本サービスの開始、休止、停止、終了、変更に必要な業務
- (ヘ) その他本サービス提供に必要な一切の業務

第 18 条(電気使用の停止)

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、予告なくそのお客さまについて電気の使用を停止する事があります。
 - (イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (ロ) 当社の電気工作物を故意に損傷し、又は亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
 - (ハ) お客さまが、当社の承諾なく、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の使用を停止する事があります。
 - (イ) お客さまが料金及び料金以外の本規約に基づく債務を支払期限日を経過し、かつ当社の再請求に対してなお支払われない場合
 - (ロ) お客さまが他の契約(既に終了しているものを含みます)の料金の支払期限日を経過し、かつ当社の再請求に対してなお支払われない場合

(3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の使用を停止する事があります。

- (イ) お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- (ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- (ハ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- (ニ) 低圧電力の場合で、電灯又は小型機器を使用された場合
- (ホ) 第 17 条(需要場所への立入りによる業務の実施)に違反して、当社の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由無く拒否された場合
- (ヘ) お客様が第 15 条(適正契約の保持)、第 16 条(指示の遵守)に違反した場合
- (ト) お客様がその他本規約に違反した場合

第 19 条(使用停止の解除)

第 18 条(電気使用の停止)によって電気の使用を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときは、当社は支払いを確認した後、当社営業時間内(平日午前 9 時から午後 6 時まで)での電気の使用を再開できるよう処置します。

第 20 条(使用停止期間中の料金)

第 18 条(電気使用の停止)によって電気の使用を停止した場合には、その停止期間が 1 月に及ぶ場合については、お客様の契約種別に定められた最低料金および基本料金を申し受けません。

第 21 条(違約罰)

- (1) お客様が第 18 条(電気使用の停止) (3)の(ロ)乃至(ニ)に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約罰として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本規約に定められた条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。

第 22 条(使用の制限もしくは中止)

- (1) 当社は、次の場合には、本サービスを中止し、又はお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - (イ) 地域電力会社から、電気の供給がなされない場合
 - (ロ) 当社及び地域電力会社の電気工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある

場合

- (ハ) 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- (ニ) 非常変災の場合
- (ホ) その他保安上の必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 23 条(損害賠償の免責)

- (1) 第 22 条(使用の制限もしくは中止) (1)によって、本サービスを中止し、電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 第 18 条(電気使用の停止)によって電気の使用を停止した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 24 条(設備の賠償)

お客さまが故意又は過失によって、当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失又は修理不可能の場合
代替品購入に要する金額と取替工事費の合計額

第 4 章 契約の変更及び終了

第 25 条(本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、本件委託契約の規定によるものとし、原則として、本件委託契約の契約締結日より 10 年間とし、本件委託契約の契約期間に準じ更新されるものとし、本件委託契約原本は、本物件代表者若しくは当社にて閲覧できるものとします。

第 26 条(契約種別の変更)

お客さまが契約種別の変更を希望される場合は新たな本サービスの申込を希望される場合に準ずるものとします。

第 27 条(名義の変更)

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまでの電気を使用していたお客さ

まの当社に対する本サービスに関するすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き本サービスの提供を希望される場合は、書面による名義変更の手続によることができます。

第 28 条(本サービスの廃止)

- (1) 本物件に属するお客さまの総意により、本物件代表者が本件委託契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止の期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、本物件代表者から通知された廃止期日に本サービスを終了させるための適当な処置を行います。

第 29 条(本規約の終了)

本件委託契約が終了した場合は、本規約は当然に終了するものとします。

第 30 条(本規約終了後の債権債務関係)

料金その他の債権債務は、本規約の終了によっては消滅いたしません。

(平成 23 年 7 月 19 日改訂)

個人情報について

当社とお客さまは、お客さまの個人情報の取扱いについて、次の通り、合意します（以下、本合意条項という。）。

第1条(個人情報の収集・利用・保有)

お客さまは、当社が、下記の個人情報(変更後の情報を含む。以下、「個人情報」という。)を、第2条(個人情報の利用)に規定する目的のため、保護処置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

- (イ) 属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、住所、電話番号(携帯番号を含む。)等)
- (ロ) 契約情報(申込日、契約日、利用開始日、口座情報、請求額、支払額等)
- (ハ) 取引情報(電気料金請求額、支払状況その他の取引の内容等)
- (ニ) 本人確認のための情報(お客さまの運転免許証、パスポート、住民票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書等に記載された事項等)

第2条(個人情報の利用)

お客さまは、下記の目的のために、当社が、個人情報を利用することを認めます。

- (イ) 本サービスの提供のため
- (ロ) 契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行
- (ハ) 当社又は当社関連会社の企画・宣伝物・印刷物の送付等の営業目的、ただし、お客さまが書面によりこれら印刷物の送付を希望されない旨、あらかじめ当社に通知された場合はこの限りではありません

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

お客さまは、当社に対し、お客さまの個人情報について、開示することを請求することができます。ただし、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務に著しい支障を及ぼす恐れがある場合及び法令の規定により当社に開示義務が認められないと当社が判断した場合については開示しないものとします。

当社が個人情報を開示した結果、万一不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに訂正又は削除に応じます。

第4条(利用中止の申出)

お客さまは第2条(個人情報の利用)(ハ)の目的で個人情報を利用される場合、当社に対し、利用中止の申出ができるものとします。この場合、当社はお申出以降の利用を中止する処

置をとります。但し、第2条(個人情報の利用)(イ)、(ロ)に関してはこの限りではありません。

第5条(本サービスの申込が不成立の場合)

お客さまは、本サービスの申込が不成立の場合又は成立後解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず、本サービスに係る申込・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間保有されることに同意します。

第6条(本合意条項に関するお問い合わせ)

本合意条項に関するお問い合わせ及び第3条(個人情報の開示・訂正・削除)並びに第4条(利用中止の申出)の申出先は下記のお問い合わせ窓口とします。

中央電力株式会社サポートセンター

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-2-7

TEL : 0120-45-2020 (平日 9時～18時)